

第 1 編 総則

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 1 適用

- 1 測量業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書という。」）は、大阪市建設局（以下「本市」という。）の発注する測量業務に係る測量等業務委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 「発注者」とは、大阪市をいう。
- 2 「受注者」とは、測量業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- 3 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は主任技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第 18 条第 1 項に規定する者であり、監督職員、補助監督職員、監督補助者（監督担当職員）を総称していう。
- 4 「検査職員」とは、測量業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第 36 条第 2 項の規定に基づき検査を行う者をいう。
- 5 「主任技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第 19 条第 1 項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 6 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
- 7 「高度な技術と十分な実務経験を有するもの」とは、測量業務に関する技術上の知識を有する者で、仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
- 8 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 9 「契約書」とは、測量等業務委託契約書をいう。
- 10 「設計図書」とは、仕様書、図面、設計書鏡等、委託内訳（各号明細書及び各代価表を含む。）若しくは委託数量総括表及びこれらに対する質問回答書をいう。
- 11 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- 12 「共通仕様書」とは、各測量業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- 13 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該測量業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。なお、設計図書に基づき、監督職員が指示した書面及び、受注者が提出し監督職員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。
- 14 「委託内訳若しくは委託数量総括表」とは、測量業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- 15 「質問回答書」とは、入札等参加者からの質問に対して、発注者が回答する書面をいう。

- 16 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が承諾した図面を含むものとする。
- 17 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、測量業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 18 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
- 19 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、測量業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 20 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、測量業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 21 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- 22 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た測量業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。また、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員、又は受注者が書面により同意することをいう。
- 23 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 24 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 25 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者若しくは監督職員と受注者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。
- 26 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、測量業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 27 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものをも有効とする。
- (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。
- (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
- 28 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が測量業務の完了を確認することをいう。
- 29 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 30 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 31 「協力者」とは、受注者が測量業務の遂行にあたって、再委託及び再々委託等する者をいう。
- 32 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
- 33 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し内容を確認することをいう。また、設計図書の定め及び監督職員の指示により主任技術者が当該現場及び地元協議等に立会い、必要な事項を行うことをいう。
- 34 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
- 35 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。
- 36 「提示」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し測量業務に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。

- 37 「届出」とは、受注者が監督職員に対し、測量業務に関する事項について書面をもって届け出ることという。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 3 受発注者の責務

- 1 受注者は契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
- 2 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
- 3 受注者は、測量業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した測量業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 4 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 14 日以内に測量業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が測量業務の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 5 測量の基準

大阪市公共測量作業規定によるほかは監督職員の指示によるものとする。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 6 業務の実施

大阪市公共測量作業規定により実施するものとする。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 7 設計図書の支給及び点検

- 1 受注者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 8 監督職員

- 1 発注者は、測量業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第 18 条第 2 項に規定した事項である。
- 4 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督職員は、その口頭による指示等を行った後 7 日以内に、書面で受注者に指示するものとする。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 9 主任技術者

- 1 受注者は、測量業務における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。

- 2 主任技術者は、契約図書等に基づき測量業務に関する技術上の管理を行うものとする。
- 3 主任技術者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、「測量法」第 49 条の規定に基づく測量士の有資格者で、かつ高度な技術と十分な実務経験を有するもので、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 4 主任技術者に委任できる権限は契約書第 19 条第 2 項に規定した事項とする。ただし、受注者が主任技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、主任技術者は受注者の一切の権限（契約書第 19 条第 2 項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督職員は主任技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- 5 主任技術者は、監督職員が指示する関連のある測量業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 10 担当技術者

- 1 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）
- 2 測量業務における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。
- 3 担当技術者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 11 提出書類

- 1 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後、関係書類について、指定期日までに、監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。
- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受注者（業務種別 100～600 に該当）は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、14 日（土曜日、日曜日、祝日等（「行政機関の休日に関する法律」第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く））以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、14 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、14 日（休日等を除く）以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、14 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

- 4 受注者は、契約時において、当該監督官公署から労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）加入証明を受け、その証明書を発注者に提出しなければならない。ただし、労災保険未加入の場合は、当該理由を監督職員に報告した上で、その証明書を省くことができる。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 12 打合せ等

- 1 測量業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（業務打合せ書を用いること。）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（業務打合せ書を用いること。）を作成するものとする。

- 2 測量業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（業務打合せ書を用いること。）に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 受注者は支給材料について、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。また、受注者は、業務完了時（完了前であっても工程上支給品の精算が行えるものについてはその時点）には支給品精算書を監督職員に提出しなければならない。
- 4 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- 5 打合せの想定回数は、特記仕様書又は委託内訳若しくは委託数量総括表による。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 1 3 業務計画書

- 1 受注者は、契約締結後、14 日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。ただし、業務実施に不要な事項を省略できる。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務実施計画
 - (4) 業務工程
 - (5) 業務組織計画
 - (6) 打合せ計画
 - (7) 成果品の品質を確保するための計画
 - (8) 成果品の内容、部数
 - (9) 使用する主な図書及び基準
 - (10) 連絡体制（緊急時含む）
 - (11) 使用機器の種類・名称・性能・検定書等（使用計測器一覧表及び校正記録書を含む）
 - (12) 仮設備計画
 - (13) 安全管理計画
 - (14) その他必要事項
- 3 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 監督職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 1 4 資料等の貸与及び返却

- 1 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、受注者は、これらの貸与資料にかかる貸与日、返却日等を一覧表に整理しなければならない。
- 2 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は、ただちに監督職員に返却するものとする。
- 3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任とし費用負担において修復するものとする。
- 4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 15 関係官公庁への手続き等

- 1 受注者は、測量業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 16 地元関係者との交渉等

- 1 契約書第 19 条の 2 に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉にあたり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2 受注者は、測量業務の実施にあたっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 4 受注者は、測量業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて、変更するものとする。なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 17 土地への立入り等

- 1 受注者は、屋外で行う測量業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第 19 条の 3 の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち測量業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
- 2 受注者は、測量業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。
- 3 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督職員と協議により定めるものとする。
- 4 受注者は、第三者の土地への立入りにあたっては、あらかじめ監督職員が指示する様式により身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業完了後 10 日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 18 成果物の提出

- 1 受注者は、測量業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。なお、成果物は、原則として大阪市グリーン調達方針を遵守するものとする。

- 2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
- 3 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。
- 4 受注者は、I 土木設計等業務委託共通仕様書第3編添付資料4 下水道電子納品作成要領（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。要領で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。ただし、仕様書に定めがある場合若しくは、電子化が困難である成果物等の場合は、監督職員との協議により、紙等媒体の成果物の提出をもって、電子納品を省略できる。
- 5 受注者は、成果物の提出にあたって、事前に次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - （1） 成果物の内容・部数等（漏れ、記入間違い等、不備の有無）について、監督職員の審査を受けなければならない。
 - （2） 前号の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
 - （3） 調査不十分等の原因により、修正が生じた場合、受注者は、監督職員の指示に従い再調査または追加調査を行い、修正を行わなければならない。なお、再調査または追加調査に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

II - 1 - 1 - 1 - 19 関連法令及び条例の遵守

- 1 受注者は、測量業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等（以下「関係諸法令等」という。）を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、主任技術者及び担当技術者のほか、関係諸法令等に定める各種の責任者、又は技術者等を定め、測量業務の実施中その者を所定の業務に従事させなければならない。
- 3 受注者は、測量業務の計画、図面、仕様書及び契約そのものが関係諸法令等に照らし不適當な場合、又は矛盾していることが判明した場合は、直ちに監督職員に報告し、その確認を請求しなければならない。
- 4 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入していなければならない。
- 5 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

II - 1 - 1 - 1 - 20 検査

- 1 受注者は、測量業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等（以下「関係諸法令等」という。）を遵守しなければならない。
- 2 監督職員は、測量業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
- 3 検査職員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - （1） 測量業務成果物の検査
 - （2） 測量業務管理状況の検査測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。ただし、受注者は、電子納品である場合において、電子データをプリントアウトした書類等一式を無償で提供しなければならない。
- 4 受注者は、検査において指摘事項を受けた場合は、速やかに処置を行うとともに検査指摘事項処置報告書を所定様式により作成のうえ監督職員に提出し、当該処置完了の確認を受けなければならない。
- 5 「測量業務の完了」とは、次の各号に掲げる要件をすべて満たすことをいう。
 - （1） 設計図書（追加、変更指示を含む。）に示されるすべての業務が完了している。

- (2) 契約書第 23 条に基づく、監督職員の請求した修補が完了している。
- (3) 設計図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了している。
- (4) 契約変更を行う必要がある測量業務は、最終変更契約を発注者と締結している。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 2 1 修補

- 1 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
- 2 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 3 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 2 2 条件変更等

- 1 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別の状態」とは次の各号をいう。
 - (1) 契約書第 34 条の 2 第 1 項に規定する天災等その他の不可抗力による場合
 - (2) Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 1 7 土地への立入り等第 1 項に定める現地への立入りが不可能となった場合
 - (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合
- 2 受注者は、設計図書の訂正又は変更が必要となる場合は、「設計変更協議書」に関係図面、数量計算書及び参考資料（「設計変更履歴一覧表」を含む。）を添付し、監督職員に提出しなければならない。
- 3 監督職員は、設計図書の変更又は訂正を行う場合は、「設計変更実施指示書」によるものとする。また、受注者は、この指示を受けた場合は、速やかに「設計変更承諾書」を監督職員に提出しなければならない。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 2 3 契約変更

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務契約の変更を行うものとする。
 - (1) 測量業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督職員と受注者が協議し測量業務施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第 35 条の規定に基づき業務委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
- 2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 2 2 条件変更等の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項
 - (2) 測量業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他、発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 2 4 履行期間の変更

- 1 発注者は、受注者に対して測量業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量業務の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3 受注者は、契約書第 28 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければ

ばならない。

- 4 契約書第 29 条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 2 5 一時中止

- 1 契約書第 26 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による測量業務の中断については、Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 3 6 臨機の措置にの規定に基づき、受注者は、適切に対応しなければならない。
 - (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、測量業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により測量業務の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により測量業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、測量業務の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
- 3 前 2 項の場合において、受注者は測量業務の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 2 6 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 33 条に規定する一般的損害、契約書第 34 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 2 7 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 33 条に規定する一般的損害、契約書第 34 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第 45 条に規定する瑕疵責任に係る損害
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 2 8 不可抗力による損害

契約書第 34 条の 2 第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 32 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が業務実施不良等、受注者の責によるとされるものをいう。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 2 9 部分使用

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 38 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

- (1) 別途測量業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
- 2 受注者は、部分使用に同意した場合は、監督職員が指示する様式により部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 30 再委託

- 1 契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (1) 測量業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等
 - (2) その他測量業務に係る仕様書に定める事項
- 2 契約書第 16 条第 2 項ただし書きに規定する「軽微な部分」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理などの簡易な業務とし、受託者はこれらの再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、事前に「再委託承諾申請書」を発注者に提出し、承諾を得なければならない。
- 承諾を得た再委託については、再委託業者との契約締結後 10 日以内に「再委託業者通知書」を発注者に提出しなければならない。
- また、受注者は、発注者が承諾した再委託内容に変更があった場合（再委託期間や再委託金額の変更、再委託業務内容を減らす場合など）、原則として変更に伴う履行開始前に「再委託内容変更通知書」を発注者に提出しなければならない。ただし、再委託金額をあらかじめ確定できない場合（単価契約等）の再委託金額確定に伴う変更については金額確定後とする。再委託先を追加、変更する場合や再委託業務内容を追加する場合は、受注者は改めて「再委託承諾申請書」を発注者に提出し、承諾を得なければならない。
- 4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理のもとに測量業務を実施しなければならない。
- なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
- また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 31 成果物の使用等

- 1 原則として測量業務遂行の結果得られた成果は、すべて発注者に帰属するものとする。また、受注者は、業務の遂行により特許法に規定する発明、実用新案法に規定する考案をしたときは、監督職員に報告するとともに、これを保全するために、発注者に帰属する出願、申請等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 発注者が、引渡しを受けた契約の成果物が「著作権法」第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。
- 3 受注者は、契約書特約条項（著作権の譲渡等）第4条の定めに従い、発注者の承諾を得て単独又は他の者と共同で成果物を発表することができる。ただし、事前に本市に対し発表内容を明らかにしなければならない。
- 4 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第17条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 3 2 守秘義務

- 1 受注者は、契約書第15条第1項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしはならない。
- 2 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 3 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報をⅡ－1－1－1－1 3 業務計画書に示す業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 5 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
- 6 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- 7 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 3 3 個人情報の取扱い

1 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

3 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

4 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

5 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

6 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

7 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

8 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

9 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、Ⅱ-1-1-1-3業務計画書に示す事項を業務計画書に記載するものとする。

10 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 3 4 安全等の確保

1 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

(2) 受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。

(3) 受注者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。

2 受注者は、仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。

3 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

4 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

5 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守して災害の防止に努めなければならない。

- (2) 屋外で行う測量業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- (5) 受注者は、測量業務現場に関係者以外の立ち入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。また、供用中の道路にあつては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署との協議等をはじめ、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」、「工事現場における保安施設等の設置基準」に基づき、安全対策を講じなければならない。
- (6) 酸素欠乏症等（酸素欠乏症等防止規則による。）の恐れのある場所では、Ⅰ土木設計等業務委託共通仕様書第3編添付資料5酸素欠乏症等危険作業計画書に示す酸素欠乏症等危険作業計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- (7) 下水処理場、抽水所（ポンプ場）等の稼動状況と関連する施設において作業する場合は、Ⅴ各種業務委託共通仕様書第3編添付資料2ポンプ操作を伴う請負工事等の連絡体制マニュアル（案）に基づき、安全確保を図るとともに、事前に当該施設管理者と十分に打合せを行った上で作業を実施しなければならない。
- 6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては暴風、豪雨、豪雪、洪水、出水、高潮、地震、津波、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかななければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
- 9 受注者は、緊急時に備え次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 緊急時における連絡体制を確立しなければならない。
 - (2) 緊急時連絡体制表を作成するとともに測量業務関係者に周知しなければならない。
 - (3) 緊急時に備えて必要な機器材を常備し、仕様書の定め又は監督職員の指示によりこれらの機器材を業務計画書に明記しなければならない。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 35 環境対策

- 1 受注者は、関係諸法令等及び仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、臭気、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の問題については、業務計画及び測量業務の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- 2 受注者は、環境への影響が予知され、又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じるとともに、監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに従わなければならない。
- 3 監督職員は、測量業務の実施にともない、第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提出を請求することができ、この場合、受注者は必要な資料を提出しなければならない。
- 4 受注者は、測量業務の実施に際しては、次の各号に掲げる環境対策を講じなければならない。
 - (1) 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」を参考にして、業務実施に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し、生活環境の保全に努めなければならない。

- (2) 建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」又は「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づき、技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合は、この限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員との協議を行わなければならない。

排出ガス対策型建設機械、又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械の使用にあたって、受注者は、作業現場において使用する建設機械、指定ラベル、現場状況がわかる様に写真撮影を行い監督職員に提出しなければならない。また、使用機械については、業務計画書に排出ガス対策型建設機械を明記し、監督職員の確認を受けなければならない。

- (3) 業務関係車両については、「大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「府環境条例」という。）」の趣旨を十分に踏まえて使用しなければならない。また、府環境条例に基づく規制対象自動車については、自動車検査証(車検証)等の写しを作業現場に整理・保管し、監督職員の求めに応じて速やかに提示しなければならない。

- 5 受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める産業廃棄物にあつては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員からの請求があった場合は、速やかに産業廃棄物管理票を提示しなければならない。また、検査時には、産業廃棄物管理票の写し及び産業廃棄物の種類別の集計表を提出しなければならない。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 3 6 臨機の措置

- 1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を監督職員に報告しなければならない。
- 2 監督職員は、天災等に伴い、成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額の費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 3 7 履行報告

受注者は、契約書第21条の規定に基づき、履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 3 8 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

- 1 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
- 2 受注者は、官公庁の休日又は夜間（以下「休日・夜間」という。）に作業を行う場合は、作業を行う日の5日前までに理由を付した休日・夜間業務届出書を所定様式により作成し、監督職員に提出しなければならない。また、当日の作業実施状況についても、休日・夜間業務実施報告書を所定様式により作成し、速やかに監督職員に報告しなければならない。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 39 調査・試験に対する協力

受注者は、発注者が自ら又は、発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。

Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 40 暴力団等の排除について

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、「大阪市暴力団排除条例（以下「条例」という。）」第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。